

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案 現 行

<p>（水底土砂に係る判定基準） 第一条（略） 2 令第五条第二項第四号の環境省令で定める基準は、別表第一号から第三号まで、第九号、第一三三号、第一四四号及び第一九号から第三一号まで及び第三三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとし、ダイオキシソ類（ダイオキシソ類特別措置法（平成十一年法律第五五号）第二条第一項に規定するダイオキシソ類をいう。以下同じ。）にあつては検液－リットルにつきダイオキシソ類一〇ピコグラム以下とする。</p> <p>3 （略） （ばいじん、燃え殻等に係る判定基準） 第一条の二 令第五条第一項第十号の括弧内の環境省令で定める基準及び当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準は、試験－グラムにつきダイオキシソ類三ナノグラム以下とする。</p> <p>（汚泥等に係る判定基準） 第二条 令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃掃法処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するため（以下「汚泥」という。）のうち廃棄物処理令別表第五の二十五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試験－グラムにつきダイオキシソ類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（五）若しくは第六条の五第一項第三号イ（五）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものであつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三三号、第一四四号、第</p>	<p>（水底土砂に係る判定基準） 第一条（略） 2 令第五条第二項第四号の環境省令で定める基準は、別表第一号から第三号まで、第九号、第一三三号、第一四四号及び第一九号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとし、ダイオキシソ類（ダイオキシソ類特別措置法（平成十一年法律第五五号）第二条第一項に規定するダイオキシソ類をいう。以下同じ。）にあつては検液－リットルにつきダイオキシソ類一〇ピコグラム以下とする。</p> <p>3 （略） （ばいじん、燃え殻等に係る判定基準） 第一条の二 令第五条第一項第八号の括弧内の環境省令で定める基準及び当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準は、試験－グラムにつきダイオキシソ類三ナノグラム以下とする。</p> <p>（汚泥等に係る判定基準） 第二条 令第五条第一項第九号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃掃法処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するため（以下「汚泥」という。）のうち廃棄物処理令別表第五の二十五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試験－グラムにつきダイオキシソ類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（五）若しくは第六条の五第一項第三号イ（五）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものであつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三三号、第一四四号及び第</p>
---	--

二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該下欄に掲げる通りとする。

(廃酸又は廃アルカリに係る判定基準)

第三条 令第五条第一項第十七号の括弧内の環境省令で定める基準及び当該環境省令定める基準以外の同号の環境省令で定める基準は、船舶に積み込む際における別表第二の各号上欄に掲げる廃酸又は廃アルカリに含まれる当該各号中欄に掲げる物質毎にそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する基準は、廃酸又は廃アルカリを排出しようとする埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する海洋において適用される水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項の規定に基づき定められた別表第二第一号から第二四号までの中欄に掲げる物質に係る許容限度を定める排水基準又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定に基づき定められた別表第二第二五号中欄に掲げる物質に係る許容限度を定める水質排出基準があるときは、当該基準に係る物質については、前項の規定にかかわらず、当該基準に係る許容限度(当該埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい基準に係る許容限度)とする。

第四条 (検定方法)
(略)

別表第一(第一条、第二条関係)

一	ジクロロエチレン	(略)	検液一リットルにつき一・一
二	ジクロロエチレン	(略)	検液一リットルにつき一・一
三	ジオキサソ	(略)	検液一リットルにつき一・四
四	ジオキサソ	(略)	検液一リットルにつき一・四

別表第二(第三条関係)

一	廃酸又は廃アルカリ	(略)	試料一リットルにつき一・一
二	国内において生じたものに	(略)	試料一リットルにつき一・一
三	あつては、廃棄物処理令別表第五の一四の項の中欄に	(略)	試料一リットルにつき一・一

二〇号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該下欄に掲げる通りとする。

(廃酸又は廃アルカリに係る判定基準)

第三条 令第五条第一項第十五号の括弧内の環境省令で定める基準及び当該環境省令定める基準以外の同号の環境省令で定める基準は、船舶に積み込む際における別表第二の各号上欄に掲げる廃酸又は廃アルカリに含まれる当該各号中欄に掲げる物質毎にそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する基準は、廃酸又は廃アルカリを排出しようとする埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する海洋において適用される水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項の規定に基づき定められた別表第二第一号から第二三号までの中欄に掲げる物質に係る許容限度を定める排水基準又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定に基づき定められた別表第二第二四号中欄に掲げる物質に係る許容限度を定める水質排出基準があるときは、当該基準に係る物質については、前項の規定にかかわらず、当該基準に係る許容限度(当該埋立場所等に設けられている余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい基準に係る許容限度)とする。

第四条 (検定方法)
(略)

別表第一(第一条、第二条関係)

一	ジクロロエチレン	(略)	検液一リットルにつき一・一
二	ジクロロエチレン	(略)	検液一リットルにつき一・一
三	ジオキサソ	(略)	検液一リットルにつき一・四
四	ジオキサソ	(略)	検液一リットルにつき一・四

別表第二(第三条関係)

一	廃酸又は廃アルカリ	(略)	試料一リットルにつき一・一
二	国内において生じたものに	(略)	試料一リットルにつき一・一
三	あつては、廃棄物処理令別表第五の一四の項の中欄に	(略)	試料一リットルにつき一・一

<p>掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二四 廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)</p>	<p>一・四 ジオキサ ン</p>	<p>試料一リットルにつき一・四 ジオキサ ン〇・五ミリグラム 以下</p>
<p>二五 廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)</p>	<p>ダイオキ シン類</p>	<p>試料一リットルにつ きダイオキシン類一 〇ピコグラム以下</p>

<p>掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二四 廃酸又は廃アルカリ(国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)</p>	<p>ダイオキ シン類</p>	<p>試料一リットルにつ きダイオキシン類一 〇ピコグラム以下</p>